福島工業高等専門学校学寮給食業務委託、 学生食堂業務委託及び売店業務委託一式

仕 様 書

平成26年2月

福島工業高等専門学校

福島工業高等専門学校学寮給食業務委託、 学生食堂業務委託及び売店業務委託一式

- 1. 契約期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日
- 2. 実施場所 福島県いわき市平上荒川字長尾30 学寮食堂、学生食堂・売店(磐陽会館)(別紙図面のとおり)
- 3. 禁止事項 受託者は、一切の商取引を、自らの名義において行うものとし、 委託者の名義を使用してはならない。
- 4. 業務条件 別に定める「福島工業高等専門学校学寮給食業務委託実施細目」、 「福島工業高等専門学校学生食堂業務委託実施細目」、「福島工業 高等専門学校売店業務委託実施細目」のとおり
- 5. 施設等の貸与 委託者は、学寮給食業務、学生食堂業務及び売店業務が寮生、 学生並びに教職員の福利厚生を目的とすることから、業務に必 要な施設等の財産貸付料を免除する。 (貸付施設及び物品は別紙一覧表のとおり)
- 6. 光熱水費 受託者が一切を負担することとし、月末に検針・算出した本校 からの請求書により、指定された期日までに振込むこと。 検針のための子メーター、子メーターの取付費、現状回復に係る費用等は受託者が負担すること。

7. 経費の分担

1. 胜其以为担	
委託者における分担経費	受託者における分担経費
・施設等の設置、改修及び修理費	・給食材料費
(軽微なものを除く)	・受託者の従業員に係る人件費
・食器の購入費	・電気、ガス及び水道の使用料
・調理器具等購入費	・受託者の従業員の被服費及び洗濯代
・その他委託者が認めた経費	・消耗品経費
	(洗剤、手袋、厨房内清掃用品、虫よけ剤、
	トイレットペーパー及びビニル袋等)
	・残飯及び残菜等処理経費
	・塵芥処理費
	・清掃用品費
	・通信費(郵送費、電話代等)
	・事務用品費
	保健衛生費(健康診断料、検便料等)
	・グリストラップ及び配管清掃費
	・検食費
	・保存食及び受注者の責に帰する事故食経費
	・水質検査費
	・食中毒対策費(検査料)
	・損害保険料
	・本校の用意する施設・設備以外のもの

- 8. 契約条項 この契約に必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構 契約事務取扱規則によるものとする。
- 9. その他 この仕様書により難い特別な事情が生じた場合は、委託者・受託者間で協議し、定めるものとする。